

報告第 4 号

令和元年度おいらせ町健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和元年度おいらせ町健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の意見を付し別紙のとおり報告する。

令和 2 年 9 月 3 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

1 健全化判断比率

健全化判断比率		備 考
実質赤字比率	— (14.25%)	実質黒字比率 3.16%
連結実質赤字比率	— (19.25%)	連結実質黒字比率 18.05%
実質公債費比率	11.0% (25.0%)	
将来負担比率	7.2% (350.0%)	

* () の数値は早期健全化基準の比率

2 資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
病院事業会計	— (20.0%)	・令第17条第1号の規定による 事業の規模 779,235千円 ・資金剰余比率 111.0%
公共下水道事業 特別会計	— (20.0%)	・令第17条第3号の規定による 事業の規模 146,720千円 ・資金剰余比率 6.1%
農業集落排水事業 特別会計	— (20.0%)	・令第17条第3号の規定による 事業の規模 28,586千円 ・資金剰余比率 10.4%

* () の数値は経営健全化基準の比率

* 「令」は地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令